

案件番号：121120011

令和 2 年 度

鹿島港灯浮標他維持管理工事

特記仕様書

令和 2 年 2 月
国土交通省関東地方整備局
鹿島港湾・空港整備事務所

1. 工事概要

- 本工事は、鹿島港の灯浮標及び標識灯の修理工事及び維持管理を行うものである。
 なお、本工事については、以下に示す試行等の対象工事である。
- ・施工能力評価型（施工体制確認型）総合評価落札方式の試行工事及び契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事
 - ・受発注者間の業務の効率化を目的とした工事書類簡素化の試行工事
 - ・「若手技術者を配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について評価する工事であり、実施した場合には工事成績評定の加点を行う。

2. 施工場所

茨城県 鹿島港内(別添図参照)

3. 工 期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

4. 管理用基準

基準面：発注者の管理用基準面とする。鹿島港 (T.P. -0.910m) (測地成果2011)

基準点：監督職員の指示による。[世界測地系] (測地成果2011)

なお、図面に示している座標は世界測地系 (測地成果2011) の座標を示している。
 また、隣接する既設構造物の座標が一致しない場合は、監督職員と協議して座標を決定するものとする。

5. 工事内容

工 種 名 称	規 格 ・ 形 状 寸 法	単 位	数 量	参 考 数 量	摘 要
灯浮標他維持管理工事					
修理工事					
灯浮標撤去	別添図参照	基	3		ホ、ハ、ト
灯浮標設置	別添図参照	基	3		ホ、ハ、ト
係留索交換	別添図参照	基	3		ホ、ハ、ト
灯浮標塗装	別添図参照	基	1		K-12
文字入れ	別添図参照	基	1		K-12
防食板交換	別添図参照	基	1		K-13
維持管理					
維持管理 (1)		式	1	灯浮標5基、標識灯4基	
維持管理 (2)	潜水調査別表参照	式	1	港外3基、港内2基	

6. 支給材料、貸与物件及び寄託物品

6-1 支給材料 なし

6-2 貸与物件 なし

6-3 寄託物品

品名 (管理No.)	品質・規格	単位	数量	対象作業	引渡場所	返還場所	摘要
					引渡時期	返還時期	
灯浮標 (K-6)	H-290改型	基	1	点検、交換	別添図参照 令和2年4月1日	別添図参照 令和3年3月31日	シカ等含む (ト)
灯浮標 (K-9)	ZWB-130型	基	1	点検	別添図参照 令和2年4月1日	別添図参照 令和3年3月31日	シカ等含む (ホ)
灯浮標 (K-3)	ZWB-115型	基	1	点検	別添図参照 令和2年5月下旬	別添図参照 令和3年3月31日	シカ等含む (リ)
灯浮標 (K-4)	ZWB-115型	基	1	—	別添図参照 令和2年4月1日	別添図参照 令和3年3月31日	浮体のみ 代替基
灯浮標 (K-11)	H-290型	基	1	—	別添図参照 令和2年4月1日	別添図参照 令和3年3月31日	浮体のみ 代替基
灯浮標 (K-12)	H-290型	基	1	移設、点検、交換	別添図参照 令和2年4月1日	別添図参照 令和3年3月31日	シカ等含む (ハ) →代替基
灯浮標 (K-13)	H-290型	基	1	移設、点検、交換	別添図参照 令和2年4月1日	別添図参照 令和3年3月31日	浮体のみ 代替基 → (ハ)
灯浮標 (K-14)	ZWB-115型	基	1	点検	別添図参照 令和2年5月下旬	別添図参照 令和3年3月31日	シカ等含む (チ)
標識灯	E-10S型	基	1	点検、交換	別添図参照 令和2年4月1日	別添図参照 令和3年3月31日	中央防波堤 (G)
標識灯	B型	基	1	点検、交換	別添図参照 令和2年4月1日	別添図参照 令和3年3月31日	南防波堤 (H)
標識灯	NLE-PS165Y-1.0B	基	2	点検	別添図参照 令和2年4月1日	別添図参照 令和3年3月31日	南防波堤(仮置堤) (I, J)
標識灯	L-3型	基	8	—	別途指示 令和2年4月1日	別途指示 令和3年3月31日	(予備)

6-4 その他

代替基は点灯確認後に使用するものとし、その他の箇所に異常があった場合は、監督職員と協議するものとする。なお、これに伴う変更契約は、工期末日までに行うものとする。

7. 工事仕様

7-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾工事共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成31年3月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と別途協議し実施するものとする。

7-2 修理工事

修理する灯浮標は、修理別表-1のとおりとし、8月の修理を予定している。
ただし、点検(1)の結果により変更することができる。その場合は監督職員と協議するものとし、これに伴う変更契約は、工期末日までに行うものとする。

7-2-1 灯浮標撤去・設置

修理する灯浮標は、撤去のうえ代替基を設置するものとする。なお、灯浮標は修理完了後、別添図の場所へ仮置くものとし、詳細については監督職員の指示によるものとする。

7-2-2 係留索交換

(1) 係留索の取替は、別添図のとおり行うものとする。なお、取替えた係留索は受注者の責任において適正に処分するものとする。

(2) スタッドリンクチェーン、アンカーシャックル、ジョイニングシャックル、スィベルピースの品質は、JIS F 3303 2種同等品以上とし、監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 各シャックルの取付にあたっては、脱落防止処理を行うものとする。

- (4) 係留索交換により発生したスタッドリンクチェーン等についてはスクラップ処分とするものとする。

7-2-3 灯浮標塗装

- (1) 灯浮標陸揚げ後は、カキ殻等の付着物を除去・清掃するものとし、発生したカキ殻等は適正な廃棄物処分場へ運搬し、処分するものとする。
なお、数量は想定で算出しているため、数量に変更が生じた場合の変更契約は、工期末日までに行うものとする。
- (2) 灯浮標の清掃後は、修理別表-2のとおり、下地処理及び塗装を行うものとする。なお、塗料の規格については、監督職員の承諾を得るものとする。

7-2-4 文字入れ

灯浮標塗装後には、文字入れを行うものとし内容は下記のとおりとする。なお、文字入れはシール(□10cm/文字)によるものと想定し費用を算定している。使用する材料については、監督職員の承諾を得るものとする。

・文字入れ内容(39文字/基)・・・○は管理No.とする。

関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所

TEL 0299-84-7714

(K-○)

7-2-5 防食板交換

防食板の取替は、別添図のとおり行うものとする。
なお、取替えた防食板は受注者の責任において適正に処分するものとする。

7-3 維持管理

7-3-1 維持管理(1)

- (1) 点検(1)の作業は、灯浮標の点滅作動の点検、レンズ・フィルターの点検・清掃、係留索等の点検を行うものである。
- (2) 点検(2)の作業は、標識灯の点滅作動の点検、レンズ・フィルターの点検・清掃、電池交換を行うものである。
- (3) 標識灯(H)は、点検別表-2のとおり点検を予定しているが、別件工事により移設等の予定がある為、点検時期及び項目の変更についての変更契約は、工期末日までに行うものとする。
- (4) 当該工事期間中に灯浮標及び標識灯の流失・破損等が確認された場合には、監督職員の指示により応急処置を行うものとする。なお、応急処置後は監督職員とその後の対応について協議するものとする。
- (5) 点検(1)～(2)により異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、監督職員の指示により処理するものとする。なお、監督職員の指示により業務内容を変更したもののについての変更契約は、工期末日までに行うものとする。
- (6) 受注者は、点検(1)～(2)の点検結果に基づき、必要があれば修理・維持管理計画を見直すこととし、修理項目の優先順位等に変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
- (7) 維持管理(1)について、上記以外に監督職員の指示により作業が発生した場合の変更契約は、工期末日までに行うものとする。

7-3-2 維持管理(2)

- (1) 潜水調査、潜水調査別表に示す各灯浮標について、点検(1)を実施しない月に1回/2ヶ月の頻度で、潜水土によりチェーン類の異常、及びシンカー埋没状況等の目視確認を行うものとする。なお、実施月は6月、9月、12月、3月を想定している。
- (2) 潜水調査において、回数、場所等が変更となった場合、及び、監督職員との協議により、別途、機材等が必要となった場合は、工期末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) 当該工事期間中に灯浮標の流失・破損等が確認された場合には、監督職員の指示により応急処置を行うものとする。なお、応急処置後は監督職員とその後の対応について協議するものとする。

7-4 新技術活用

- (1) 受注者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握のうえ、新技術情報提供システム(NETIS)等を用い、有用と思われる新技術等の提案がある場合は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」、「新技術情報提供システム(NETIS)登録申請書の実施規約」に基づき、監督職員の確認を受け新技術の活用を行うことができる。
- (2) 受注者は、NETIS登録技術を含む技術提案により受注した場合は受注者の負担により、上記要領等に基づき、監督職員の確認を受け新技術の活用を行うこと。
- (3) 新技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム(NETIS)URL <http://www.netis.mlit.go.jp>」に掲載されているNETIS(申請情報等)に留意するものとする。
- (4) 新技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し、協議を行うものとする。
- (5) 本工事によって知り得た当該新技術に係わる情報は、監督職員の許可無く公表してはならない。

8. その他

8-1 一般事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、工程等について監督職員と連絡を密にして施工するものとする。
- (2) 点検にあたっては、安全に十分注意するとともに、灯浮標、標識灯ならびに既設構造物等に損傷を与えないよう留意して行うものとする。
なお、損傷を与えた場合は受注者の責任において修理するものとする。
- (3) 別添図に示す灯浮標及び標識灯の形式及び設置位置は、当局の都合により変更する場合がある。これに伴う変更契約は工期末日までに行うものとする。
- (4) 本工事の施工にあたり、航行船舶との事故防止のため、灯浮標設置・撤去、灯浮標点検・潜水調査等の潜水作業時においては、安全監視船を1隻配備するものとする。
- (5) 鯨に対する安全対策が必要とされる場合は、監督職員と協議し適切な対策を講じなければならない。

8-2 再生資源の利用等

(1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

- 1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律平成12年5月31日法律第104号。以下、「建設リサイクル法」という。）第11条に基づき、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。
- 2) 本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

イ) 分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設工	仮設工事	<input type="checkbox"/> 手作業
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工	<input type="checkbox"/> 手作業
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	<input type="checkbox"/> 手作業
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事	<input type="checkbox"/> 手作業	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑤本体付属品	本体付属品の工事	<input type="checkbox"/> 手作業	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑥その他 ()	その他の工事	<input type="checkbox"/> 手作業	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

- 3) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

(2) 建設副産物

建設副産物を搬入する場合又は建設副産物を搬出する場合は、工事着手時及び工事完了時に「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を監督職員に提出しなければならない。

- (3) 建設副産物情報交換システムの活用
本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。
なお、これにより難しい場合には、監督職員と別途協議しなければならない。

- (4) その他
契約締結後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と別途協議しなければならない。

8-3 船舶の回航

- (1) 本工事に使用する起重機船は、在港の作業船を使用することを想定しているが、使用が困難な場合には確認請求を行い監督職員と別途協議しなければならない。
- (2) 起重機船の回航は、当該港への入出港を書面等をもって確認し、出入港元(先)が近場になる場合及び他工事に従事する場合については、監督職員と別途協議しなければならない。
- (3) 起重機船の回航において、付属船の配備が必要となる場合は、曳航許可書等により監督職員と別途協議しなければならない。
- (4) 起重機船の回航において、その疑義が生じた場合は、監督職員と別途協議しなければならない。
- (5) 回航・えい航に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。

8-4 本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。

(施工管理に関する情報化)

- (1) 本工事に係わる提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供するシステム(工事帳票管理システム)を利用するものとする。詳細については監督職員の指示による。
- (2) 当該システムの使用可能時期、手続き等については監督職員の指示による。
- (3) システム利用に際して支障が生じた場合には、監督職員に報告し指示を得るものとする。
- (4) システム利用に係わるユーザ名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。

(電子納品)

- (5) 「工事完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びBD-Rでの提出については、監督職員と協議のうえ決定する。
- (6) 特記仕様書及び発注図面の電子データは発注者が提供する。
- (7) 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。
- (8) 「紙」による「工事完成図書」の提出は、監督職員と協議のうえ決定する。

8-5 JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)に関する事項

8-5-1 適用

- (1) 当該工事は、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)認証取得している受注者が希望する場合、監督業務の一部を受注者の自主的な施工管理活動を活用する等の「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を行う工事である。
- なお、受注者が共同企業体の場合における「ISO9001認証取得している受注者」とは、すべての構成員がISO9001認証取得者である共同企業体をいう。
- 「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を希望する受注者は、工事請負契約後14日以内に、次に掲げる書類を添えて申請書を提出しなければならない。ただし、3)及び4)に掲げる書類については、1)に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。
- 1) ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
 - 2) ISO9001審査に係る次の書類
 - イ. 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
 - ロ. イの審査に係る合否判定結果の写し
 - 3) 申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001認証取得している場合にあっては、その旨を示す書類
 - 4) ISO9001認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類
 - 5) 申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に地方整備局の所掌する港湾工事を完成し、その成績評価を受けている場合においては、すべての請負工事成績評価通知書の写し
 - 6) 5)の成績評価を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に地方整備局の所掌する港湾工事成績評価を受けているときは、当該成績評価に係る直近の請負工事成績評価通知書の写し
- (2) 契約締結後、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)の認証の維持に関して不測の事態又は疑義が生じた場合は、直ちに監督職員に報告し、協議するものとする。
- (3) ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合は、従来の監督業務のうち、「指定材料の確認」、「工事施工状況の確認」、「出来形の確認」、「施工状況検査」については、原則として、受注者の自主的な施工管理活動を活用して実施するものとする。また、適切な時期に、監督職員が受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握するものとする。
- (4) 監督職員が、適切な時期に受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握した結果、不都合が多いと認められた場合は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを中止し、従前の監督業務を実施するものとする。

8-5-2 当該工物品質計画書の提出

ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合、受注者は、品質システム文書（マニュアル、手順書、品質計画書）のうち、当該工物品質計画書を工事着手前までに監督職員に提出するものとする。

この場合、施工計画書と当該工物品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、品質計画書の記述を施工計画書に参照又は引用する構成で作成してもよい。または、当品質計画書の記述を施工計画書に参照又は引用する構成で作成してもよい。または、当該工物品質計画書と施工計画書の双方が網羅されていれば1冊に統合した構成で作成してもよい。なお、施工計画書と当該工物品質計画書の構成については、監督職員と協議の上決定し作成するものとする。また、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとに当該工物品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、当該工物品質計画書において各組織との関係を明確に記述するものとする。特に各組織に分担された工事の進め方等について記述するものとする。

(1) 受注者が甲型経常建設共同企業体の場合

甲型経常建設共同企業体については出資比率が最大の者、もしくは、出資比率が同率の場合はどちらか一方（以下「出資比率が最大の者等」という。）の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用するものとする。

ただし、工場製作等で代表企業と作業場所を異にする作業がある場合には、当該作業を行う共同企業体構成員も認証取得しているものとする。また、甲型経常建設共同企業体については出資比率の最大の者等の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用することを当該工物品質計画書に記述するものとする。また、当該工物品質計画書又は施工計画書には、代表者と構成員の関係を記述するものとする。

8-5-3 検査時の提出書類

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、監督業務のうち、受注者の品質システムに基づき作成する、品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要事項が網羅されている場合に限り、監督職員が承諾の上、指定様式等によらず受注者の自主検査記録等の様式により提出しても良いものとする。

8-5-4 内部品質監査の実施

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、以下に定める事項に基づき、内部品質監査を実施するものとする。

(1) 内部品質監査員の資格基準

内部品質監査における監査チームのリーダーは、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士等の資格を有すると共に、(財)日本適合性認定協会(JAB)の認定を受けている審査員養成機関が実施する内部品質監査員養成セミナー(研修)またはそれと同等の研修を終了し、その後、現場作業所を対象に監査チームのリーダーを経験した者とする。

(2) 実施時期

内部品質監査は、施工途中及び工事完了前に実施する。なお、施工途中においては、6ヶ月を越えない間隔で実施する。なお、受注者は、当該工物品質計画書又は施工計画書に、当該工事で実際に内部品質監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

(3) 検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を定めるものとする。なお、受注者は、当該工物品質計画書又は施工計画書に、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を記述するものとする。

(4) 検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、検査・測定装置の管理担当者を定めて、校正、使用前点検等を実施し、適切に管理するものとする。また、検査・測定装置及び試験装置の管理の記録に関し、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。
なお、受注者は、当該工物品質計画書及び施工計画書に、必要とする検査・測定装置及び試験装置の名称、管理担当者、承認者及び管理方法を記述するものとする。対象となる検査・測定装置とは、その結果が目視等では確認できず数字のみでしか管理できないものとする。

(5) トレーサビリティの確保

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、必要とする材料について、工事完了後に、使用場所、時期、品質が確認できるよう、管理を行うものとする。トレーサビリティの管理の記録に関して、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。
なお、受注者は、当該工物品質計画書及び施工計画書に、必要とする材料について管理項目、管理方法を具体的に記述するものとする。

(6) 品質記録

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従うものとする。

8-6 技術的所見(施工計画書)

(1) 技術提案実施計画書

受注者は、入札時に提案した技術提案のうち、競争参加資格通知時に「履行義務有り」として通知された技術提案については、従来の施工計画書とは別冊で技術提案実施計画書を作成し、施工しなければならない。また、受注者は履行確認方法を監督職員と協議し、併せて技術提案実施計画書に記載の上、監督職員に提出しなければならない。

(2) 技術提案の変更

発注者の事情による設計条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術的所見(施工計画書)に基づく施工ができない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案実施計画書の変更を行い、監督職員に提出するものとする。

(3) その他

技術的所見(施工計画書)に基づく請負代金額の変更は行わないものとする。

8-7 工事コスト調査について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「共通仕様書」に記載されたものその他、追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て下記の調査票を作成し、工事完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については別途監督職員から指示する。
- (2) 受注者は、提出された調査票等について、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 提出された調査票は、関東地方整備局及び鹿島港湾・空港整備事務所のホームページにより公表する。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表-3	受注者の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	受注者の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	受注者、下請負者の工事費内訳

8-8 低入札契約におけるモニターカメラの設置

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
 なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

8-9 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、監督職員の指示した工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

8-10 総価契約単価合意方式の実施について

- (1) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事であり、実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」に基づき行うものとする。
- (2) 発注者・受注者間で締結した単価及び出来高確認方法合意書は、公表することができるものとする。

8-11 三者連絡会の実施について

本工事は、発注者、受注者及び下請負者において当該工事契約内容等について相互確認するため、受発注者間の協議により三者連絡会を設置することができる。なお、会議の開催内容、開催時期については、別途監督職員より通知するものとし、開催にあたっては、協力するものとする。

8-12 管理技術者等の配置等

- (1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等を配置する。
- (2) 本工事を担当する管理技術者等の氏名は後日通知する。
- (3) 管理技術者等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 ただし、管理技術者等は、工事契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

- 8-1-3 「設計変更協議会」の設置
- (1) 本工事において、設計変更の可能性がある場合、受注者は、設計変更の妥当性等について協議を行う場である「設計変更協議会」の開催について、主任現場監督員に対して発議することができる。
 - (2) 「設計変更協議会」の概要及び開催手続き等については、別途監督職員より通知する。
- 8-1-4 契約内容の変更手続きについて
- 本工事における設計変更や契約変更を適正に行うため、発注者及び受注者協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。
- 8-1-5 「三者会議」の設置
- (1) 本工事は、施工段階における、設計思想、条件等の情報共有及び施工上の課題に対する意見交換等を行うことを目的として、発注者、設計者及び受注者が一堂に会し開催する「三者会議」の設置工事である。なお、開催については監督職員と協議し決定するものとする。
 - (2) 三者会議の開催時期は、受注者が設計図書の照査完了後とし、監督職員と協議し決定するものとする。なお、施工途中において設計図書等の内容に疑義が生じた場合、複数回開催する場合もある。また、開催にあたっては、別途監督職員より通知する。
- 8-1-6 管理技術者及び主任技術者の配置
- (1) 維持管理業務の期間は、管理技術者を配置するものとする。
 - (2) 修理工事の期間は、主任技術者を工事現場へ配置するものとする。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- 8-1-7 東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。
- 8-1-8 工事中の安全確保
- 工事中の施工にあたっては、関東地方整備局が定める「重点的安全対策」について留意し、工事故の防止を図らなければならない。なお、「重点的安全対策」については、監督職員より別途通知する。
- 8-1-9 施工方法を想定し費用を計上している工種について、契約締結後に判明した現場状況等により、施工方法等が変更となるときは監督職員と協議し、その費用を変更する場合がある。なお、これに伴う変更契約は、工期末日までに行うものとする。
- 8-2-0 本工事はクイックレスポンス実施対象工事である。
- (1) 「クイックレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
 - (2) 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員の確認を受けること。
 - (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合は、速やかに監督職員へ報告すること。
- 8-2-1 高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年4月1日施行）に伴い、潜水作業を行う場合は、安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
- 8-2-2 設計変更等については、工事請負契約書第18条から第24条及び港湾工事共通仕様書本編1-1-16から1-1-18などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

8-23 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1)～11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。12)～17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- 1) 洋式便座
- 2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- 3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る）
- 4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- 5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- 6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- 9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- 10) 鏡付きの洗面台
- 11) 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- 13) 擬音装置
- 14) フィットングボード
- 15) フラッパー機能の多重化
- 16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- 17) 小物置き場等（トイレトーパー予備置き場）

(2) 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記1)の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限45,000円/基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

8-24 工事書類簡素化の試行

(1) 受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す試行内容に基づき、工事関係書類を作成し、提示若しくは提出するものとする。

(2) 工事関係書類の作成にあたっては、別添『工事書類簡素化試行一覧表』の「港湾工事共通仕様書」の試行内容を適用する。なお、同一一覧表の「港湾工物品質管理基準」、「港湾工事出来形管理基準」並びに「港湾工事写真管理基準」に示す試行内容については、本工事の工種に合致する工種について適用するものとする。

(3) 受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す以外の内容について、簡素化の提案がある場合、若しくは、監督職員が追加提示する内容について、監督職員と協議のうえ試行対象とすることが出来るものとする。

(4) 受注者は、工事書類簡素化の試行に関する効果、課題を把握するため、削減効果を定量的および定性的に整理のうえ報告すると共に、アンケート等のフォローアップ調査等の実施に関する指示がある場合には、これに協力しなければならない。

8-25 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。

対象工事では、以下の（１）から（４）の全てを実施することとする。

（１）対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、港湾工事共通仕様書 1-2-9 写真管理 8. に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

（２）デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、上記（１）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、港湾工事共通仕様書 1-2-9 写真管理 8. による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

（３）小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、港湾工事共通仕様書及びデジタル写真管理情報基準(平成28年3月)に準ずるが、上記（２）に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準(平成28年3月)「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

（４）小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記（２）に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に、受注者はURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

8-26 働きやすい職場環境を整備した工事

（１）働きやすい職場環境を整備した工事とは、8-23の快適トイレを導入した工事、かつ現場事務所において以下のいずれかの職場環境を整備した工事である。

・喫煙所、休憩所、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室

（２）受注者は、実施状況を監督職員へ提出するものとする。

8-27 担い手育成活動を実施した工事

（１）担い手育成活動を実施した工事とは、建設業に将来就く可能性のある者（土木関係の専門学校生、高校生、大学生等）、現場経験の少ない者等に対し、受注者が現場視察・実習、講習会等（注）を開催し、建設業への関心の喚起や、作業船による施工、操船等の建設技術の習得の機会を提供した工事である。

（注）受注者（下請を含む）の職員を対象としたものや、単に受注者（下請を含む）への就職を目的としたものは対象外。

（２）受注者は、担い手育成活動を行う場合、事前に現場視察・実習、講習会等の目的、参加者、開催状況、効果等を記載した計画書を監督職員に提出するものとする。また、開催後に開催状況の実績を記載した書面を監督職員に提出するものとする。

- 8-28 受注者は、港湾工事共通仕様書 1-1-6 工事实績情報（工事实績データ）の作成・登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。
- (1) 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。
 - (2) 受注者は、(1)によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について監督職員から確認を受ける。
 - (3) 「登録内容確認書」については、コリンズから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。
- 8-29 本工事において、工事実施状況の記録資料（映像撮影、写真撮影、その他各種資料（概要説明資料等））の作成について監督職員から指示があった場合は、これに対応するものとする。なお、作成仕様については、事前に監督職員と協議するものとし、これに伴う費用は、工期末日までに契約変更を行うものとする。
また、記録資料に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、工事完了時に当局に無償で譲渡するものとする。
- 8-30 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、すべて監督職員と協議して決定しなければならない。

以 上

修理別表-1

浮標灯位置	施工前		施工後		清掃	塗装	文字 入れ	係留策 取替	防食板取替			電池交換			備考	
	管理No.	規格	管理No.	規格					規格	数量	交換	規格	数量	交換		
鹿島港	ホ	K-9	ZWB-130型	K-9	ZWB-130型	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	ヘ	K-12	H-290型	K-13	H-290型	○	○	○	○	B-3	4	処分	KAN-100	15	(K-13再利用)	修理後→仮置
	ト	K-6	H-290改型	K-6	H-290改型	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	チ	K-14	ZWB-115型	K-14	ZWB-115型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同期点減 させること
	リ	K-3	ZWB-115型	K-3	ZWB-115型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	仮置場	K-4	ZWB-115型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	仮置場	K-11	H-290型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	仮置場	K-13	H-290型	—	—	—	—	—	—	B-3	4	交換	KAN-100	15	再利用	—
仮置場	H-8	ZWB-130型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

修理別表-2

浮標灯規格	塗装	箇所	下地処理及び塗料	塗装回数	乾燥膜厚 ($\mu\text{m}/\text{回}$)
H-290型	素地調整	全面	ハワープラン等	—	—
	下塗り	全面	エポキシ樹脂系ゾンクリッチプライマー	1	10
	中塗り	全面	エポキシ樹脂系塗料	1	30
	上塗り	吃水上	エポキシ樹脂系塗料	2	25
		吃水下	タールエポキシ樹脂系塗料	1	60

点検別表－1 点検（1） 灯浮標

位 置	管理No.		規 格	係留索・シンカー・レンズ・フィルター等の点検				摘 要	
	修理前	修理後		5月	8月	11月	2月		
鹿島港	ホ	K-9	K-9	ZWB-130型	○△	—	○△	○△	港外
	ヘ	K-12	K-13	H-290型/H-290型	○△	—	○△	○△	港外
	ト	K-6	K-6	H-290改型	○△	—	○△	○△	港外
	チ	K-14	K-14	ZWB-115型	—	○△	○△	○△	港内
	リ	K-3	K-3	ZWB-115型	—	○△	○△	○△	港内

○：係留索・シンカー点検

△：レンズ・フィルター等点検

点検別表－2 点検(2) 標識灯

位 置	規 格	電 池	個 数	レンズ・フィルター等の点検				電池交換	設置場所	摘 要	
				5月	8月	11月	2月				
鹿島港	G	E-10S型	KAN-100	2個	○	○	◎	○	1回	中央防波堤	陸上
	H	B型	単一アルカリ	16個	○	○	◎	○	1回	南防波堤	陸上
	I	NLE-PS165Y-1.0B	太陽電池式	—	○	○	○	○	0回	南防波堤(仮置堤)	海上
	J	NLE-PS165Y-1.0B	〃	—	○	○	○	○	0回	南防波堤(仮置堤)	海上

○：レンズ・フィルター等点検

◎：レンズ・フィルター等点検並びに電池交換

潜水調査別表

調査場所		調査頻度	回数
鹿島港	ホ	1回/2ヶ月	4回
	ヘ		
	ト		
	チリ		

※潜水調査は、点検(1)の実施月を除く。

書類簡素化試行一覧表

No.1

港湾工事共通仕様書		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
1-1-5	<p>施工計画書</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>施工計画書</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。但し、軽微な変更事項、および、他提出書類で変更内容が把握出来る事項については提出不要とする。</p>
1-1-22	<p>監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会</p> <p>1. 受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、事前に監督職員に通知しなければならない。</p> <p>3. 施工状況検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (3) 監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を受注者の測定結果等に基づき出来形、品質、数量等の確認を行うものとする。監督職員が行う施工状況検査には、現場代理人又は現場代理人の指定する者が臨場しなければならない。</p>	<p>監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会</p> <p>1. 受注者は、設計図書に規定されたものに限り、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける義務を有し、日時、場所、内容については別に定める週間工程表提出時に監督職員と打ち合わせの上決定し、実施状況を業務確認書に記載・整理しておくこと。</p> <p>3. 施工状況検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (3) 監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を受注者の測定結果等に基づき出来形、品質、数量等の確認を行うものとする。監督職員が行う施工状況検査には、現場代理人又は現場代理人の指定する者が臨場しなければならない。 なお、施工状況検査(出来形)の検査密度は20%程度(ただし、消波ブロック製作、被覆ブロック製作、捨ブロック製作においては10%)とし、受注者は監督職員が確認した内容を管理表に記載・整理しておくこと。</p>
1-1-23	<p>工事完成図書</p> <p>工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。</p> <p>1. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を紙の成果品及び電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来るものとする。</p>	<p>工事完成図書</p> <p>工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。</p> <p>1. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を紙の成果品及び電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、根固ブロック製作、異形ブロック製作、ケーソン製作にかかる工事完成図の作成・提出は要しない。</p>
1-1-28	<p>履行報告</p> <p>受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>履行報告</p> <p>受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工程計画と履行状況を比較出来る工程管理表および週間工程表の様式について、事前に監督職員の承諾を得たうえで履行状況を記載し監督職員に提出しなければならない。</p>
1-1-34	<p>施工時期及び施工時間の変更</p> <p>2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>施工時期及び施工時間の変更</p> <p>2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、1-1-28履行報告に定める週間工程表提出時に理由を付して監督職員に提出・確認をもって承諾を得たものとする。 ただし、週休2日確保試行該当工事においては、事前に理由および代休取得予定日を記した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>

書類簡素化試行一覧表

No.2

港湾工事共通仕様書		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
1-1-36	提出書類 受注者は、提出書類を「5. 提出書類様式集」に基づき、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。	提出書類 受注者は、提出書類を「5. 提出書類様式集」および 本特記仕様書 に基づき、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。
1-1-39	保険の付保及び事故の補償 6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。	保険の付保及び事故の補償 6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。 なお、個人手帳の提示および写しの提出は要しない。
1-2-2	現場管理 3. 受注者は、(中略) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。 7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。	現場管理 3. 受注者は、(中略) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において 使用する建設機械について、施工計画書に記載するものとし、監督職員が現地にて確認する。 7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、 1-1-28履行報告に定める週間工程表に機種および搬入・搬出予定日を記載すること。
1-2-9	写真管理 1. 工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真(電子媒体によるものを含む)に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、設計図書及び「港湾工事写真管理基準」の定めによらなければならない。なお、同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。	写真管理 1. 工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真(電子媒体によるものを含む)に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、設計図書及び「港湾工事写真管理基準」の定めによらなければならない。 なお、撮影頻度は管理項目毎に以下による。 (1)施工管理(施工機械・方法等)は代表的な1サイクルの撮影とする。 (2)工事目的物の不可視部分にかかる出来形および完成品は全数若しくは段階の状況が確認できる撮影頻度とするが、これ以外の出来形管理(外観、形状寸法、型枠等)については、出来形管理基準に定める測定密度、若しくは、全体の20%のうち、何れか低い方を撮影密度とする。 (3)品質管理(コンクリート現場・強度試験)の写真は品質規定毎に1枚とする。
5-18-3	消波ブロック工 1. 消波ブロック製作 (5)受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。	消波ブロック工 1. 消波ブロック製作 (5)受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。 なお、型枠の確認は受注者及び監督職員が観察することにより実施する。

書類簡素化試行一覧表

No.3

港湾工事品質管理基準		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
16-1	レディーミクストコンクリート 1) JISマーク表示認証工場製品 〔施工管理〕 スランプ、空気量、強度 〔管理内容〕 スランプ試験、空気量試験、圧縮試験 〔結果の整理方法〕 管理表を作成し提出	レディーミクストコンクリート 1) JISマーク表示認証工場製品 〔施工管理〕 スランプ、空気量、強度 〔管理内容〕 スランプ試験、空気量試験、圧縮試験 〔結果の整理方法〕 管理表を作成し提出 ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の 請求があった場合に提示

港湾工事出来形管理基準		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
16-2	消波ブロック工 1. . . 消波ブロック製作 〔型枠形状寸法〕 型枠搬入後適宜、観察 観察結果を報告	消波ブロック工 1. . . 消波ブロック製作 〔型枠形状寸法〕 型枠搬入後適宜、観察 観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示す る。

書類簡素化試行一覧表

No.4

港湾工事写真管理基準		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
2-4	運搬打設工 〔施工管理〕 準備、運搬、打設、打継目、表面仕上げ、養生 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	運搬打設工 〔施工管理〕 準備、運搬、打設、打継目、表面仕上げ、養生 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする
2-5 2-6 2-7	暑中コンクリート 寒中コンクリート コンクリートの品質管理 〔施工管理〕 施工状況 〔品質管理〕 試験練り、強度試験、現場試験 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	暑中コンクリート 寒中コンクリート コンクリートの品質管理 〔施工管理〕 施工状況 〔品質管理〕 試験練り、強度試験、現場試験 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、品質規定毎に1枚の撮影とする
2-8 2-9	鉄筋工 型枠及び支保工 〔施工管理〕 棒鋼、鉄筋、型枠 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	鉄筋工 型枠及び支保工 〔施工管理〕 棒鋼、鉄筋、型枠 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする
3-5	本土工（ケーソン式） 1. ケーソン製作工 1) ケーソン製作用台船 2) 底面	試行なし
	3) マット 〔施工管理〕 摩擦増大用マット類の確認、 摩擦増大用マット敷設状況 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	3) マット 〔施工管理〕 摩擦増大用マット類の確認、 摩擦増大用マット敷設状況 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする
	〔出来形管理〕 摩擦増大用マット出来形の確認 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	試行なし（不可視部）
	4) 支保	2-9型枠および支保工の試行による
	5) 足場 〔施工管理〕 足場 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	5) 足場 〔施工管理〕 足場 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする
	6) 鉄筋 〔施工管理〕	2-8鉄筋工の試行による
	〔出来形管理〕 鉄筋	試行なし（不可視部）
	7) 型枠 〔施工管理〕	2-9型枠および支保工の試行による
〔出来形管理〕 型枠 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	〔出来形管理〕 型枠 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、撮影頻度は20%程度とする	

書類簡素化試行一覧表

No.5

港湾工事写真管理基準		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
3-5	8) コンクリート	
	[施工管理]	2-4運搬打設工の試行による
	[品質管理]	2-7コンクリートの品質管理の試行による
	[出来形管理] コンクリート、完成 [撮影基準、注意事項及び説明] 撮影項目毎の規定による	[出来形管理] コンクリート、完成 [撮影基準、注意事項及び説明] 撮影項目毎の規定による ただし、形状寸法は全体の20%程度、外観は全段階・全数の撮影とする
3-13	被覆・根固工	
	3. 被覆ブロック工、1) 被覆ブロック製作	
	[施工管理] ヤード等、使用船舶機械等、函台	3-5-1 ケーソン製作による（試行なし）
	[品質管理]	2-7コンクリートの品質管理の試行による
	[出来形管理] 鉄筋、型枠、コンクリート、完成 [撮影基準、注意事項及び説明] 撮影項目毎の規定による	[出来形管理] 鉄筋、型枠、コンクリート、完成 [撮影基準、注意事項及び説明] 撮影項目毎の規定による ただし、各項目毎の撮影頻度は3-5-1 ケーソン製作工(ケーソン式)の試行による
	4. 根固ブロック工、1) 根固ブロック製作	
	[施工管理] ヤード等、使用船舶機械等、函台	3-5-1 ケーソン製作による（試行なし）
	[品質管理]	2-7コンクリートの品質管理の試行による
[出来形管理] 鉄筋、型枠、コンクリート、完成 [撮影基準、注意事項及び説明] 撮影項目毎の規定による	[出来形管理] 鉄筋、型枠、コンクリート、完成 [撮影基準、注意事項及び説明] 撮影項目毎の規定による ただし、各項目毎の撮影頻度は3-5-1 ケーソン製作工(ケーソン式)の試行による	
3-16	消波工	
	2. 消波ブロック工、1) 消波ブロック製作	
	[施工管理] ヤード等、使用船舶機械等、函台	3-5-1 ケーソン製作による（試行なし）
	[品質管理]	2-7コンクリートの品質管理の試行による
[出来形管理] 鉄筋、型枠、コンクリート、完成 [撮影基準、注意事項及び説明] 撮影項目毎の規定による	[出来形管理] 鉄筋、型枠、コンクリートは代表的な1サイクル(完成除く) [撮影基準、注意事項及び説明] 撮影項目毎の規定による ただし、各項目毎の撮影頻度は3-5-1 ケーソン製作工(ケーソン式)の試行による	